

大阪府立守口東高等学校 部活動に係る活動方針

平成31年3月26日

1. 運動部活動の目的

部員の自主的活動を通じて部員相互の友愛を深め、連帯と責任の精神を身につけ、人間性の練磨を図ることにある。単に知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざす。

2. 運営について

- (1) 生徒会部活動規定にもとづいて運営される。
- (2) 部活動指導者は顧問を含む複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。
- (3) 顧問は「年間の活動計画」、「毎月の活動計画及び活動実績」を報告する。また保護者にも活動方針や計画を提示し、理解と協力を得ながら運営を行う。
- (4) 校長は各部の活動が目的に基づいて活動するよう監督する。また顧問や部活動指導者の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3. 生徒の休養日及び活動時間の設定について

[1] 休養日等について

- (1) 休養日は週1日以上設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とする。大会やコンクール等で困難な場合であっても次の(3)(4)を守る。
- (3) 学校全体で部活動を行わない日(定期考査期間や登校禁止日等)を含め、部ごとに年間で104日以上設定する。
- (4) 週末の休養日は原則として月当たり2日以上となるよう設定する。
- (5) 考査前、考査期間中の活動は学習活動を優先すること。対外試合や大会、発表やコンクール等の直前に活動を行う場合は職員会議で報告し、校長の許可を得る。

[2] 活動時間等について

- (6) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (7) 学校の休業日に練習試合や発表等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

4. 顧問の指導について

- (1) 部員の能力や意欲を把握し、豊かなコミュニケーションを通じて、合理的で科学的な指導を行い、生徒の自主的、自発的な活動を促す。
- (2) 部活動の指導に当たって、体罰・暴言は、いかなる理由があっても認めない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いようコミュニケーションを充実させる。
- (3) 顧問は事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的の実施し、部員に危険回避について十分に周知させる。
- (4) 運動部活動においては大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (5) 顧問は活動方針、活動内容、活動計画、活動会計等について生徒と保護者に周知する。